

第84回国民スポーツ大会
第29回全国障害者スポーツ大会
島根県準備委員会

第3回全国障害者スポーツ大会専門委員会



別冊資料1

令和7年1月29日（水）

ホテル白鳥 朱鷺の間



島根県観光キャラクター「しまねっこ」

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会
島根県準備委員会 第3回全国障害者スポーツ大会専門委員会 別冊資料

○第4回常任委員会（令和6年3月14日）	
（※第2回全国障害者スポーツ大会専門委員会審議事項 抜粋）	頁
・第29回全国障害者スポーツ大会会場市町村（第1次選定）	2
・第29回全国障害者スポーツ大会競技役員等編成基本方針	3
・第29回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本方針	5
・第29回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本計画	6
・第29回全国障害者スポーツ大会審判員・要資格運営員養成計画	7
・第29回全国障害者スポーツ大会 ボランティア養成基本方針	9
・第29回全国障害者スポーツ大会オープン競技実施基本方針	12

令和 6 年 3 月 1 4 日
第 4 回常任委員会 決定

第29回全国障害者スポーツ大会
会場地市町村（第1次選定）

競技名 (※1)	独自	区分			市町村名	開催予定施設 (※2)	選定状況	
		身	知	精				
個人 競技	陸上競技		○	○	出雲市	県立浜山公園陸上競技場	第1次	
	水泳		○	○	松江市	県立水泳プール	第1次	
	アーチェリー		○		出雲市	出雲市内特設会場	第1次	
	卓球・STT (※3)		○	○	松江市	くにびきメッセ (島根県立産業交流会館)	第1次	
	フライングディスク	●	○	○			調整中	
	ボウリング			○	県外	(国スポと同会場)	第1次	
	ボッチャ	●	○				調整中	
団体 競技	バスケットボール			○	松江市	松江市総合体育館	第1次	
	車いすバスケットボール	●	○		松江市	松江市総合体育館	第1次	
	ソフトボール			○	雲南市	雲南市内特設会場	第1次	
	グラウンドソフトボール	●	○				調整中	
	フットソフトボール	●		○			調整中	
	バレーボール			○		松江市 安来市	鹿島総合体育館 安来市民体育館	第1次
					○			第1次
				○	第1次			
サッカー			○	益田市	県立サッカー場 益田運動公園陸上競技場	第1次		

(※1) 本県で開催予定の島根かみあり全スポの実施競技は、令和6年中に(公財)日本パラスポーツ協会が決定する予定のため、今後変更となる可能性がある

(※2) 開催予定施設は、現時点で競技を開催できる能力を有する施設として判断したものであり、今後、国スポに係る中央競技団体視察の結果等により、会場の追加・変更等が生じる場合がある

(※3) STT：サウンドテーブルテニスの略

第29回全国障害者スポーツ大会競技役員等編成基本方針

第29回全国障害者スポーツ大会（以下「全スポ」という。）における競技役員等の編成は、全スポにおける各競技会の運営を円滑に行うため、次の基本方針により行う。

1 基本方針

- (1) 全スポの競技役員等の編成は、島根県準備（実行）委員会が、競技団体等と十分協議して行う。
- (2) 競技役員等は、1人1競技を原則として、県及び地域スポーツの普及・振興を図るため、できる限り県内役員により編成することとし、競技団体及び会場地市町村の実情に即し、必要最低限の人数により最大の効果をあげることができるよう適正な配置を行う。
- (3) 競技役員等の編成に当たっては、競技団体及び会場地市町村の関係者のみならず、広く県民の積極的な参加と協力が得られるよう配慮する。

2 競技役員等の定義及び編成方法

- (1) 競技役員等の種類、定義及び編成方法は、次のとおりとする。

①主に競技会（試合等）運営に携わる役職

役職名		定義	編成方針
競技役員	審判員	競技の審判に携わる者	原則として、県内有資格者をもって編成することとし、必要に応じて中央及び近県競技団体関係者を含めて編成する。
	運営員	競技会の運営に直接携わる者（審判員を除く）	原則として、県競技団体関係者が編成することとし、必要に応じて中央及び近県競技団体関係者を含めて編成する。
競技補助員		競技役員の仕事の補助に携わる者	県、会場地市町村及び周辺市町村に在住する当該競技団体関係者をもって編成する。

②主に競技会場運営に携わる役職

役職名	定義	編成方針
競技会係員	宿泊・輸送・歓迎・駐車場等の競技会を支援する間接的な業務に携わる者	県及び会場地市町村関係者をもって編成する。
競技会補助員	競技会係員の仕事の補助に携わる者	県、会場地市町村及び周辺市町村に在住する者をもって編成する。

- (2) 全スポの競技役員等の編成案は、島根県準備（実行）委員会が競技団体等と協議のうえ作成し、決定する。

3 競技役員等の調整

競技役員等の編成に当たり、やむを得ず重複して競技役員等となる可能性がある場合は、次の原則により関係者が協議して調整する。

- (1) 監督、コーチ及び選手ならびに競技役員等の重複については、監督、コーチ及び選手を優先する。
- (2) 2競技以上にわたる競技役員等の重複については、その業務内容により、関係者が協議して調整する。
- (3) 同一競技における競技役員等の重複については、その業務内容により認める。
- (4) 開・閉会式及び集団演技の関係役員等と競技役員等の重複については、その業務内容により認める。

4 業務内容

競技役員等のうち、競技役員、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の想定される業務内容は、概ね次のとおりとする。

① 主に競技会（試合等）運営に係る業務内容

役職名		業務内容
競技役員	審判員	総括、総務、運営、審判、記録、出発、観察、放送、召集、掲示、進行報道、表彰、救護、得点掲示、記録送受信、総合成績計算、会場等
	運営員	
競技補助員		競技役員の業務を補助する。

② 主に競技会場運営に携わる役職

役職名	業務内容
競技会係員	総括、総務、受付案内、接待、宿泊、輸送、会場整理、警備、施設管理、会場美化、練習会場、駐車場、弁当、入場券販売、プログラム販売等
競技会補助員	競技会係員の業務を補助する。

第29回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本方針

第29回全国障害者スポーツ大会（以下「全スポ」という。）における競技役員等の養成は、各競技会の円滑な運営と県及び地域スポーツの一層の普及・振興を図り、全スポ後も各競技の普及・強化につなげるため、次の方針に基づいて計画的に推進する。

- 1 競技役員等については、中央競技団体等と連携のうえ、できる限り県内において必要人員を確保することを目標として養成する。
- 2 競技役員等については、競技団体、会場地市町村及び県の業務分担を明確にし、十分に連携を図りながら計画的に養成する。
- 3 競技役員等のうち審判員及び資格が必要な運営員については、円滑な競技会運営を図るため、各役員の負担軽減を考慮し、1人1競技を原則として養成する。
- 4 競技役員等のうち審判員及び資格が必要な運営員については、資格の取得及び資質の向上が重要となることから、競技団体ごとに年次別養成計画を策定し養成する。
- 5 競技役員等のうち資格が必要のない者については、県及び地域スポーツの普及・振興を図るため、広く県民の積極的な参加と協力を呼びかけ、できる限り各競技会場地及びその周辺において確保することを目標として養成する。

第29回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本計画

1 趣旨

第29回全国障害者スポーツ大会(以下「全スポ」という。)の競技運営にあたる競技役員等の養成については、「第29回全国障害者スポーツ大会競技役員等編成基本方針」及び「第29回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本方針」に基づき、「第29回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本計画」を作成し、計画的かつ円滑な事業の推進を図る。

2 養成対象

競技役員(審判員・運営員)、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員を養成の対象とする。

3 業務分担

- (1) 競技役員(審判員・運営員)および競技補助員については、競技団体がその養成を行う。
- (2) 全スポの競技会係員及び競技会補助員については、県が関係団体と十分協議し、その養成を行う。
- (3) 県は、競技団体及び会場地市町村が連携を図り、競技役員等の養成計画の推進に努める。

4 養成方法

- (1) 競技役員(審判員・運営員)の養成方法については、次のとおりとする。
 - ① 県内講師による県内講習会
 - ② 中央及びブロック競技団体講師による県内講習会
 - ③ 中央及びブロック競技団体主催の講習会への派遣
 - ④ 中央及びブロック競技団体主催への大会への派遣
- (2) 競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の養成方法については、次のとおりとする。
 - ① 県内講師による県内講習会
 - ② 中央及びブロック競技団体講師による県内講習会

5 養成スケジュール

年度/開催前年				R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
				6年前	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	開催年	
競技役員	審判員		中央講習会等派遣 県内講習会	競技団体	資格取得、資格維持、資質向上						
	運営員	要資格運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技団体	資格取得、資格維持、資質向上						
		その他の運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技団体	養成、資質向上						
競技補助員		県内講習会	競技団体	養成、資質向上							
競技会係員		県内講習会	県	養成							
競技会補助員		県内講習会	県	養成							

6 養成計画

審判員及び資格が必要な運営員の具体的な養成計画は、各競技団体が別途作成することとし、事業の進捗状況を踏まえて毎年見直しを行う。

第29回全国障害者スポーツ大会審判員・要資格運営員養成計画

1 趣旨

第29回全国障害者スポーツ大会の各競技会の円滑な運営と本県及び地域スポーツの一層の普及・振興を目的に、審判員及び要資格運営員の資格取得、資格維持及び資質向上を図るため、審判員・要資格運営員養成計画を作成し、計画的かつ円滑に事業を推進する。

2 基本的事項

下記に基づいて第29回全国障害者スポーツ大会審判員・要資格運営員養成計画を作成する。

- (1) 第29回全国障害者スポーツ大会競技役員等編成基本方針
- (2) 第29回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本方針
- (3) 第29回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本計画
- (4) 国民スポーツ大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準（（公財）日本スポーツ協会）
- (5) 先催県における競技会運営状況
- (6) 競技団体役員数の現状

3 養成目標数

第29回全国障害者スポーツ大会 審判員及び要資格運営員の養成目標数

4 養成年次計画

各競技団体が養成年次計画を作成して養成する。

5 養成方法

中央講習会等への派遣及び県内講習会の開催等により養成する。

6 その他

毎年各競技団体の養成状況を確認し、適宜計画を見直すこととする。

<参考>

第29回全国障害者スポーツ大会 審判員・要資格運営員養成目標数

No.	内訳 競技名	競技 役員数	資格が必要な競技役員数			県外からの派遣数			県内 必要数 ⑦= ③-⑥	開催時*1 従事 見込数 ⑧	不足数 ⑨= ⑦-⑧	養成*2 目標数
			審判員 ①	要資格 運営員 ②	計 ③= ①+②	中央 ④	近県 ⑤	計 ⑥= ④+⑤				
1	サウンドテーブルテニス	21	13	0	13	3	0	3	10	0	10	13
2	フライングディスク	144	80	64	144	2	33	35	109	22	87	114
3	ボッチャ	94	69	0	69	5	10	15	54	7	47	62
4	車いすバスケットボール	84	18	0	18	11	0	11	7	0	7	10
5	グランドソフトボール	62	24	4	28	0	0	0	28	0	28	38
6	フットソフトボール	62	24	4	28	0	0	0	28	0	28	38
合計		467	228	72	300	21	43	64	236	29	207	275

※1 開催時従事見込数：2030年の第29回全国障害者スポーツ大会開催時に審判員・要資格運営員として活動できる県内有資格者数

審判員の年齢（定年制を含む）や審判員以外（選手・監督等）で全スポに参加する等の理由により、今後の審判員養成の対象外となるものを除く

※2 養成目標数：原則として、⑨不足数に1.3を乗じた数（1.3倍の安全率は途中で資格取得が困難になった場合の減少数を考慮して設定）

第29回全国障害者スポーツ大会 ボランティア養成基本方針

第29回全国障害者スポーツ大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）並びに一般観覧者をサポートするため、大会参加者や一般観覧者を温かくもてなす「大会運営ボランティア」をはじめ、手話や要約筆記等の専門技能で情報提供を行う「情報支援ボランティア」、選手団と行動を共にし、選手の実力を最大限に引き出す「選手団サポートボランティア」など、各種ボランティアを計画的に養成する。

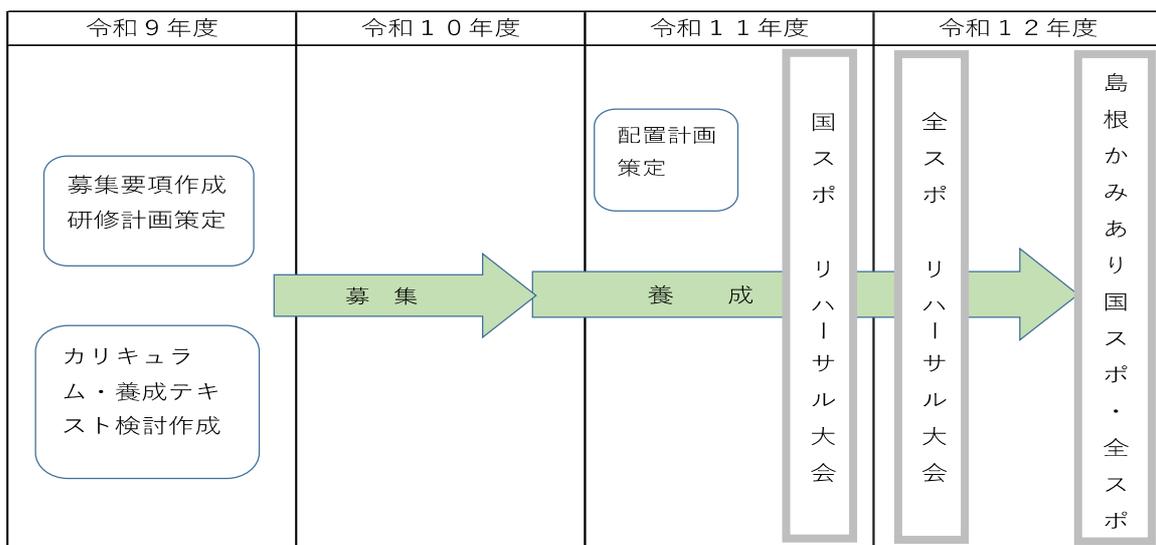
1 大会運営ボランティア

大会参加者及び一般観覧者をおもてなしの心でお迎えするため、第84回国民スポーツ大会と連携して、大会運営ボランティアを広く県民から募集する。

(1) 種別及び内容（想定）

種別	内容	人数
案内・介助	総合案内所などでの案内・誘導・介助	3,500人
会場整理	観客の改札、案内、誘導等	
会場美化	飾花の管理、会場内の清掃等	
会場サービス	弁当・飲み物の配布等	
式典	開・閉会式等の式典補助	
おもてなし広場	おもてなし広場の運営補助等	

(2) 養成スケジュール



2 情報支援ボランティア

聴覚障がい者への情報保障を図るとともに、すべての人に分かりやすい情報提供を行うため、関係団体等の協力を得ながら、各種情報支援ボランティアを養成する。

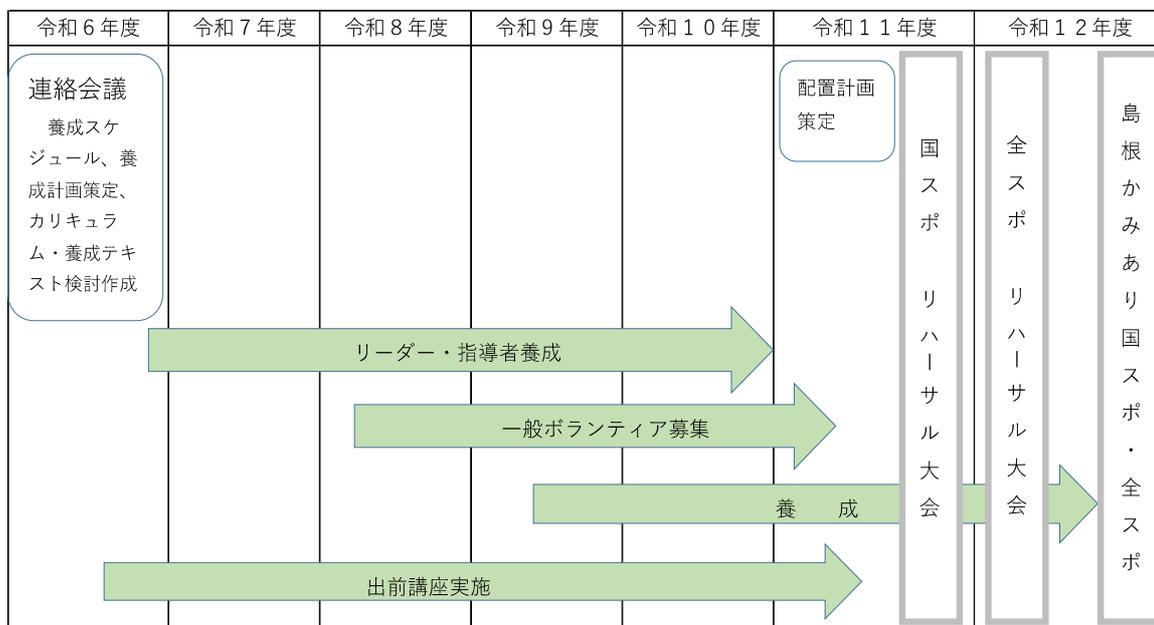
(1) 種別及び内容（想定）

種 別		内 容	人 数	
手 話		手話による情報の提供及びコミュニケーション保障	400人	
要約筆記	手書き	ノートテイクやホワイトボードを使用した情報の提供	150人	200人
	パソコン	パソコンに入力したデータ情報による情報の提供	50人	
合 計			600人	

(2) 養成協力団体

社会福祉法人島根県社会福祉事業団（島根県聴覚障害者情報センター）等

(3) 養成スケジュール



3 選手団サポートボランティア

大会に参加する選手及び役員の介助・誘導等のサポートを行い、大会運営の円滑化を図るとともに、選手との交流を通して次世代の若者が障がいのある人への理解を深め、大会終了後も、様々なボランティアとして地域で活躍するきっかけとなるよう、学生等で構成する選手団サポートボランティアを養成する。

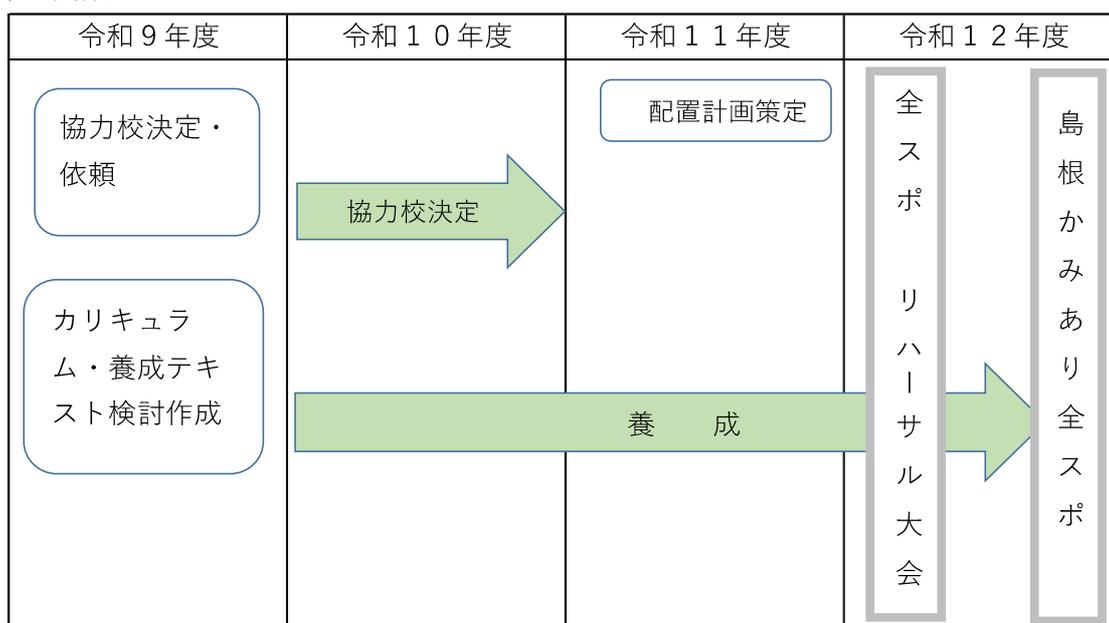
(1) 種別及び内容（想定）

種別	内容	人数
選手団サポート	選手団の歓送迎・介助・誘導・交流等	800人

(2) 養成協力団体

大学・専門学校 等

(3) 養成スケジュール



第 29 回全国障害者スポーツ大会オープン競技実施基本方針

第 29 回全国障害者スポーツ大会（以下「島根かみあり全スポ」という。）におけるオープン競技は、「全国障害者スポーツ大会開催基準要綱」及び「第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」に定めるもののほか、この基本方針により実施する。

1 趣旨

障がい者が日常的にスポーツに親しむことができる環境を整え、皆でスポーツを楽しむことで人と人との絆を育み、障がいへの理解を深め、ともに支え合う社会を目指す大会とするために有効な競技を公募により選定し、実施する。

2 実施競技及び実施期間

- (1) オープン競技は、「全国障害者スポーツ大会競技規則」に定める個人競技及び団体競技（以下「正式競技」という。）以外の競技とする。
- (2) オープン競技は、原則として、「島根かみあり全スポ」の開催期間内に実施する。
- (3) オープン競技は、正式競技の開催に支障のない範囲で実施するものとし、実施方法及びその他必要な事項は別に定める。

3 競技運営及び経費負担

- (1) オープン競技の開催にあたり必要となるすべての業務は、オープン競技の実施団体（以下「実施団体」という。）が主体的に行う。
- (2) オープン競技の開催にあたり必要となる経費は、実施団体が負担する。

4 選定基準

実施競技は、次の事項について総合的に検討し、決定する。

- (1) 実施団体が自主運営により競技会を実施できること。
- (2) 県内に出場可能な選手・チームが存在すること。
- (3) 県外の選手・チームが出場できるルールが確立している競技であること。
- (4) 既存・既設施設で競技会を実施できる（新たな施設整備が不要である）こと。

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会
島根県準備委員会事務局

(島根県環境生活部島根かみあり国スポ・全スポ準備室内)

〒690-8501

島根県松江市殿町1番地

TEL:0852-22-6832 FAX:0852-22-6833

E-mail: kokumin-sports@pref.shimane.lg.jp